

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第7号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第3条第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる職員については、勤務1月につき給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 課長、主任主査、上席特別税務調査員、主査、主任又は主任行政専門員である職員 20,000円</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(防疫等作業手当の額)</p>	<p>(徴税手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第3条第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる職員については、勤務1月につき給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>課長、専門幹、専門幹特別税務調査員、主任主査、上席特別税務調査員、主任主査行政専門員、主査、主査行政専門員</u>、主任又は主任行政専門員である職員 20,000円</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(防疫等作業手当の額)</p>
<p>第5条 条例第4条第3項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1項第1号の作業及び同項第3号の業務作業又は勤務1日につき290円</p> <p>(2) <u>条例第4条第1項第2号及び第4号の作業</u> 作業1日につき380円</p> <p>(航海手当の額)</p>	<p>第5条 条例第4条第3項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1項第1号の作業 <u>(感染症等の患者又は感染症等の疑いのある患者の救護に限る。)</u> 及び同項第3号の業務 作業又は勤務1日につき290円</p> <p>(2) <u>条例第4条第1項第1号、第2号及び第4号の作業</u> <u>(第1号にあつては、感染症等の患者又は感染症等の疑いのある患者の救護を除く。)</u> 作業1日につき380円</p> <p><u>2 条例第4条第3項ただし書に規定する「人事委員会が認めるもの」とは、牛又は豚のとさつの作業とする。</u></p> <p><u>3 条例第4条第3項ただし書に規定する「人事委員会の定める割合」は、100分の100とする。</u></p> <p>(航海手当の額)</p>
<p>第24条 条例第17条第2項に規定する手当の額は、航海1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>第24条 条例第17条第2項に規定する手当の額は、航海1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

<p>(1) 船長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主査航海士、主査機関士、主査通信士、主任航海士、主任機関士及び主任通信士、船員以外の職員のうち職務の級2級以上である者及び職務の級1級の25号給以上である者、警察官のうち班長並びに人事委員会がこれらに準ずると認める者 540円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) 船長、<u>専門幹航海士、専門幹機関士、専門幹通信士</u>、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主査航海士、主査機関士、主査通信士、主任航海士、主任機関士及び主任通信士、船員以外の職員のうち職務の級2級以上である者及び職務の級1級の25号給以上である者、警察官のうち班長並びに人事委員会がこれらに準ずると認める者 540円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。